

何を検討すべきか (検討テーマ)		どのように規定するか (検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的検討委員会が出された意見)	チェック欄
《自治基本条例の基本的な考え方について》			
□なぜ自治基本条例が必要なのか？ (自治基本条例のめざすものは…)			
〇自治基本条例の必要性 〇共通項 ・市民-議会-行政の関係性を改めて考えるきっかけとして、またその関係性を見えるようにするために必要である。 ・市民生活の課題を解決するために必要である。 ・市民・コミュニティ、行政 (区、市、県、国)、議会が変わり、行政主体のまちづくりが進められるために必要である。 ・市民の主体性、そして「自分のまち」であるという意識を育み、暮らしたいまちをつくっていく、そして市民が公共を担っていくために必要である。 ・市民の権利と義務を明確にするために必要である。 ・実際に使える条例として、市民の参加が認められるような仕組みを規定するものとして必要である。 ・市条例の根幹となる川崎市独自の条例として、さらに市民に身近な指針として必要である。 〇背景と課題 〇論点		・何故必要なのか。依然として「ピシッ」とは説明できないもどかしさがある	
		・市民や行政に関心を持ってもらうために必要	
		・市民－議会－行政のつながりを見えるようにするため	
		・自治とは何か、自治体とは何かを改めて考えるきっかけとなる川崎市政のあり方を改めて考えるき	
		・市民が自分の生活は自分の行動で変えられると信じられるようにするため	
		・条例を使って現状の課題を少しでも変えるため	
		・「いざ」という時に、実は出来ないことがあり、今までに何が出来なかったのかを明らかにし、それが出来るようになる	
		・コミュニティが変われば (変えることができれば)、区も変わり、区が変われば市も変わる、市も変われば県→国も変わる (そのための自治基本条例)	
		・市民が変わるために必要な自治基本条例	
		・行政は変わる	
		・市民が主体となる行政が行われるようにするために必要	
		・自治基本条例には市の職制および人数の削減が出来て、財政に影響を与える	
		・現在の川崎市の市議会議員の人数を制限できる (議員数が現在多い)	
		・川崎のまちは自分たちのものであるという認識と自覚のため	
		・「自分たちのまちは自分たちで決めなければならない」ことを周知する	
		・市民が自分の住むまちのまちづくりに積極的に貢献するための仕組みづくり	
		・まちを「全体的に捉えて」考えることができる (公共性を考える機会となる)	
		・暮らしたいまちを市民がつくる	
		・市民の居住感を満足させるために必要	
		・イメージがよくなる	
		・より主体的な市民生活を営んでいくため	
		・与えられた自治ではなく市民がつくれる自治になるための基本となる自治基本条例	
		・自分たちの生活の向上を自分で考え、他の人々と連携していこうとしている市民の住むまち	
		・市民の手にパブリックを取り戻す (市民主体)	
		・市民主体の条例づくり	
		・市民の権利と義務を明確にするために必要	
		・市民の果たすべき役割 (義務) と権利を明確にする	
		・市民の責任をはっきりさせる。市民の意識、行動を変える	
		・発言が認められる	
		・あきらめないように	
		・市民参画の仕組み	
		・参加への意欲	
		・市民の連帯感の高揚のために必要	
		・川崎市の条例の基幹になるもの	
		・市の自治について一つの指針が出来る	
		・国、都道府県で定められた法令より身近な条例にする。また、よりよい行政と住民サービスを行う	
		・川崎市独自のルール	
		・理念条例ではなく使える条例に	
		・理念だけで具体的な施策が出来るのか (区の問題など)	
		・川崎市は地域的な差があるため、統一的な条例が出来るのか	
		・一つの地域やコミュニティにまで (自治基本条例) を徹底するのか	

何を検討すべきか (検討テーマ)		どのように規定するか (検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的検討委員会に出された意見)	チェック欄
自治基本条例ができると何が変わるのか？			
自治基本条例で何が変るのか 共通項 ・条例で何が変るという発想でなく、市民が条例を使って何を変えていくのか、何がしたいのかが重要である。 ・自治基本条例は変革へのきっかけとして必要である。 ・自治基本条例は、徐々に効果が現れてくるものである。 ・市民の意向が反映される自治が実現される。 ・市役所、区役所、議会と市民の役割が明確になり、各主体が責任ある行動をとるようになる。 ・行政運営の基本的ルールが規定され、市民の意見を反映 ・市民意識が変化し、言いつばなしでなく、考えて行動する市民が生まれる。 ・自治意識、参加意識、連帯意識が醸成される。 ・行政、行政職員の意識が変り、快適な市民生活を送ることが出来るようになる。 ・新しい公共の考え方にに基づき、市民と行政の協働による課題解決が行われる。 ・議会、議員の意識が変り、市民が選挙に関心を持つように ・行政の情報公開が進展するとともに、行政の応答性が高ま 背景と課題 論点		設問(テーマ)を主体的(「何を変えるか?」)に変えるべきである	
		主体的な思考で「何ができる?」ではなくて、「何がしたい!」に	
		自治基本条例は即効性ある抗生薬ではなく漢方薬のような効き目を持つ	
		変えるためのスタートを切るために条例は必要	
		↓	
		強いインパクトがないと何も変わらない	
		条例をつくって何がしたいのか→市民の意向が反映される自治を	
		市役所、区役所、議会と市民の役割が明確になる	
		行政機関(職員)と市民との距離感をなくす	
		皆が責任のある行動をとる	
		信託契約の内容が明示される	
		運用面での組織の手続きを規定する	
		日常的な市民生活は変わらない。変わるのは行政運営の基本的ルール	
		行政の専門化のストップ	
		あまねく市民の意見を吸収する機能を整備する	
		行政の縮小	
		行政が楽になる	
		自治基本条例が出来ると議会に変化が生まれるのかな	
		市民の意識が変わる	
		言いつばなしではなく、考えて行動する市民の誕生	
		リスク負担をいとわない市民の誕生	
		お任せにしない課題解決	
		お任せにしない市民の鋭い視点	
		自治や自治体を手作りする。自分たちがつくった、つくれる自治体ならば、自治や自治体を大事 に大切にすることができる	
		市民同士のふれあいが多くなり、楽しい生活が出来る	
		市民ができないとあきらめていたことについて、発言や参加することで可能性が生まれる	
		まちづくりコミュニティへの参加意欲が沸いてくる	
		市民の自主的な活動による課題解決	
		行政が変わる(だろう)	
		行政が変われば川崎が変わる	
		分権化して市が受け止める理念が必要	
		行政(職員)の意識に変化が生まれることを期待	
		条例により行政および住民の意識改革を図り、快適な市民生活を図る	
		緊張と問題意識のバランスを図る	
		市民と行政の協働による課題解決	
		新しい公共の考え方が推進される	
		議員の意識が変わる(地域エゴの代表者では落選する)	
		議員は、月に1回は市民集会を開催しないとイケない(市民と議員の関係改善)	
		選挙への関心が高まる	
		一人が質問を出して、一定数以上の市民賛同者を得た(例:「〇人以上のグループ、NP〇」)なら提言を出せる	
		市民の予算提出権(予算コンペ)。市民に責任意識が生まれる	
		行政が行うパブリック(公)だけでなく、市民が担う(公)の出現	
		市民が情報をもっと持てるようにしたい	
		「市民参加」、「協働」、「情報共有」、「行政評価」を実践する理念だけでも(盛り込みたい)	
		市民参加のルールがより明確になる(住民投票など)	
		行政の情報公開が進む	
		市民が行政に質問が出来、行政には答える義務が生じてくる(ただし、公共性の担保)	
		自治基本条例に基づいて条例、規則ができ、権利をはっきり主張、要求することができる	
		個別計画の評価基準:①施策の必要性;②正当性;③妥当性のチェック。事後よりも事前評価が	
		二院制を自治基本条例に盛り込むべきである	